

# 「特別な支援を要する児童生徒の受け入れ」について

クアラルンプール日本人学校

## 1. 基本方針

日本の小中学校では、指導に3つの形態がある。それは、通常の学級、特別支援学級、そして通級指導教室である。そして、クアラルンプール日本人学校では、通常の学級以外に、特別支援学級と通級指導教室を設置している。

特別支援学級について、日本では、弱視、難聴、肢体不自由、病弱、言語障害、知的障害、自閉症・情緒障害の、合計7種別の特別支援学級が設置することができる。また、通級指導教室についても、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、その他障害(肢体不自由、病弱及び身体虚弱)の、合計8種類の障害がある児童生徒を対象として設置することができる。

しかし、本校は在外にある私立学校であり、日本と同じような設置基準で運営することは難しい。そこで以下の形態・種別を対象とする。

## 2. 特別支援教育の形態と種別

### 1) 知的障害特別支援学級「なかよし」

- ・軽度の知的な遅れがある(軽度の知的な遅れがあるために、当該学年の教育課程を学習するのでは十分な成長が期待できない)児童生徒を対象とし、個々の発達段階に応じた教育課程を編成する。
- ・学級の定員は、小中合わせて4名までとする。

※新年度からの入級を基本とするが、年度途中からの編入学者については、入級についての希望があれば、(定員の範囲内であれば)特別支援教育委員会で検討する。

### 2) LD等、発達障害通級指導教室「まなび」

- ・知的には遅れはないが、認知のアンバランス、行動の制御、社会性の欠如等、通常の学級では力を発揮しきれない児童・生徒について、通級指導教室で8時間を上限として、通常の学級に在籍しながら通級指導教室で学習することができる。ここでは教科の補充学習をするのではなく、学び方を学習する自立活動の指導を行う。
- ・入級希望者があれば、①保護者・本人との面接、②客観的資料(医師の診断書、日本在籍時の就学指導委員会の判定書、WISC-IV、WISC-V、KABC-IIなどの知能検査等)、及び③観察をもとに検討する。
- ・定員は特には設けないが、受け入れが可能な範囲で行う。
- ・発達障害が原因と思われる不登校児の「適応指導」も、可能な限り行う。

上記の特別支援学級「なかよし」、通級指導教室「まなび」での指導を受けるには、①保護者・本人の希望のうえ、①保護者・本人の面接、②客観的資料(医師の診断書、日本在籍時の就学指導委員会の判定書、WISC-IV、WISC-V、KABC-IIなどの知能検査等)の提出、及び③体験入学時の観察をもとに、クアラルンプール日本人学校特別支援教育委員会で検討し、学校運営理事会の承認を経て、受け入れの可否を決定する。

## 3. 入学(編入学)の条件

本校への入学(編入学)条件は以下の通りである。ただし、特別支援教育を受ける者(特別支援学級、通級指導教室)については、指導により改善が見込めると判断される場合は、本規定の対象外とする。

- ・ 身辺自立ができていていること
- ・ 身体面、情緒面において常時介助なく過ごすことができること。
- ・ 教師の指示に素直に応じて学習に取り組んだり、指示に従って集団授業に介助なく参加したりすることができること。
- ・ 本人、及び周囲の安全が確保できること。

また、以下のように、介助・介護が必要な者については、本校入学条件を満たさない。  
例)

- ・ 車いすや補装具等を使用し、移動に伴う介助者が必要な者。
- ・ 医療行為や身辺自立に介助者が必要な者。
- ・ 全盲または強度の弱視で、移動の際に杖や介助者が必要な者。
- ・ 自傷や他害があり、他人への安全を保障するために常時介助が必要な者。
- ・ こだわりが強く、その行為がやめられず、学習場所に行くために介助者が必要な者。

以上

上記の規定を、令和8年4月1日より実施する。